

令和3年度職員団体との交渉結果
(職場要求交渉 合同交渉)

1 交渉団体

兵庫県職員労働組合（兵庫県職員組合現業評議会）

2 出席者

[当 局] 人事課長、管財課長、職員課長 他 (6名)

[職員団体] 副委員長、書記長、書記次長、組織部次長
議長、副議長、事務局次長 (12名)

3 交渉日時及び場所

令和4年1月27日（木）13:30～15:05 オンライン会議で実施

4 内容

兵庫県職員労働組合から令和4年1月7日(金)に受けた令和3年度職場要求交渉「申入書」について、回答及び協議を行った結果、合意に至った。

5 交渉概要

① 回答

項目	当局回答
超過勤務の縮減	業務執行体制の確保や業務の平準化に加え、ICTの活用等による業務縮減に取り組んできた。引き続き、各部局とも連携しながら、実効性のある超勤縮減の取組を進めていく。 また、新型コロナの感染拡大に伴い、災害等を含めた超過勤務が大きく増加しており、職員の健康管理の観点から超過勤務の縮減が不可欠である。 今後とも、感染者数の推移や業務の状況を踏まえ、全庁の連携による機動的な対応を行っていく
在宅勤務手当	令和3年人事院報告においては、テレワークに関する給与面での対応について、引き続き、研究を進めていくとされていることから国の動向を注視していく
通勤手当	他府県との均衡等を踏まえると現時点においてこれ以上の改善は困難である。

項目	当局回答
休暇制度の拡充	<p>令和4年1月には不妊治療のための特別休暇を新設した。</p> <p>妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための休暇・休業制度は、国に準じ実施することを基本とし、引き続き、国の動向を注視しつつ適切に対応していく。</p>
会計年度任用職員の処遇改善	<p>育児休業、育児部分休業、介護休暇及び介護時間について、在職1年以上とする取得要件を国に準じ令和4年4月から撤廃を予定している。</p>
庁舎整備	<p>庁舎整備の要求のうち下記項目について、庁舎管理責任者と調整のうえ、対応する。</p> <p>【対応を行う項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西神戸庁舎の執務室出入口の雨降り込み対策 ・西宮庁舎の5階壁面補修 ・社庁舎のトイレのウォシュレット化 ・三木庁舎のトイレのウォシュレット化 ・龍野庁舎の敷地内道路の安全対策 ・豊岡庁舎の屋外駐車場の公用車用カーポート増設 ・柏原庁舎本館2階トイレの排水詰まり修繕と洋式トイレのウォシュレット化 ・洲本庁舎の執務室入口付近の廊下の照明改善
職員公舎	<p>職員公舎の修繕については、職員公舎を管理している県民局等からも不具合箇所の状況等を丁寧に聞き取りながら、対応できるところについては、できるだけ速やかに対応するよう努めている。</p> <p>インターネット回線設置については、入居者の同意多数を前提とする自治会からの要望に基づき、サービス導入に要する工事費用等は、サービス提供事業者の負担により行っている。入居者の要望があれば、設置の可否を事業者を確認し、情報提供する。</p> <p>柏原小南のエアコン用コンセントについては、防水コンセントに取り替えることで対応する。</p>

※ 上記以外の要求項目については、1月14日（金）書面回答のとおりである。

② 協議

ア 兵庫県職員労働組合

項目	職員団体主張	当局回答
超過勤務の縮減	<p>第6波で感染者数が急増する中、他部局職員等の応援だけでは対応しきれない状況であるが、業務の見直しが必要ではないか。</p>	<p>感染症対応業務を迅速かつ効率的に進めるための業務改善・業務縮減が必要であると認識している。そのため、感染者数の増加状況に応じ、疫学調査の効率化等も進めている。</p> <p>更に、1月28日、本庁に「保健所業務支援室」を設置し、保健所業務の一部を本庁に集約する。本庁での一括処理により、保健所の負担軽減を図る。</p>
業務縮減	<p>コロナ対応以外の通常業務でも超過勤務は発生している。実効性のある業務縮減策を示してほしい。</p>	<p>来年度、AI・RPAの対象業務を更に拡大するとともに、県民局・県民センターや地方機関にキャッシュレス窓口端末を試行的に導入する等、更なる取組みを進めていく。</p> <p>これらデジタル化の取組に加え、県政改革方針実施計画では「旧来の慣例・慣習による仕事の見直し」「民間へのアウトソーシングの更なる活用」を進める方針も明記した。</p>
会計年度任用職員の超過勤務について	<p>やむを得ず行った超過勤務については、手当を支給するよう、各所属に対し、周知徹底いただきたい。</p>	<p>会計年度任用職員は、原則として超過勤務を行わないよう、管理監督職が適切な業務管理を行うこととしている。しかしながら、所属長がやむを得ず超過勤務を命じる必要がある場合には、適正に手当を支給することについて、改めて周知徹底してまいりたい。</p>

項目	職員団体主張	当局回答
ハラスメント対策	<p>今後、ハラスメント事案が生じないよう対策を強化してほしい。</p>	<p>来年度からは、自治研修所で実施するアンガーマネジメント研修の内容を充実させる。</p> <p>また、引き続き自治研修所における階層別研修、職場会議、服務規律向上委員会等、あらゆる機会を通じてハラスメント防止指針の周知を図っていく。</p>
在宅勤務手当	<p>コロナ禍における出勤抑制の手段として在宅勤務制度が実施された。当局の要請にもかかわらず、在宅勤務にかかる費用を職員負担とする事は、納得ができない。改めて手当の支給を求める。</p> <p>国の動向を注視するだけでなく、何かできることはないか、様々な面から検討いただきたい。</p>	<p>国や他府県でも設けているところがない状況で本県のみが新設することは困難である。しかしながら、国において、テレワークに関する給与面での対応について引き続き研究を進めていくとされているところであり、今後も、国の動向を注視していく。</p>
休暇制度の拡充	<p>給与確定交渉において、不妊治療のための休暇等、前進があったことは評価させていただくが、今期職場要求交渉において拡充できるものはないのか。</p>	<p>休暇制度等の勤務条件については、国及び他の地方公共団体の職員との均衡を考慮して定めなければならないと地方公務員法で定められており、公務員を取り巻く厳しい社会情勢の中、取りうる限りの措置を講じてきたものと考えている。国においては、育児休業における取得回数制限の緩和や期末勤勉手当算定に係る在職・勤務期間の除算の取扱の改正等について、人事院から意見の申出がなされていることから、引き続き、国の動向を注視しつつ、適切に対応してまいりたい。</p>

項目	職員団体主張	当局回答
会計年度任用職員の処遇改善	<p>今年度から児童相談所や一時保護所に勤務する職員については処遇改善が図られたが、まだまだ改善が必要であると考え。現在、無給とされている「短期介護休暇」の有給化や、勤勉手当の支給など、今期職場要求交渉において改善できることはないのか。</p>	<p>会計年度任用職員の報酬等については、国が示す一定のルールに沿って制度設計を行ったところである。手当の支給には、法改正が必要となることから本県独自に支給を行うことは困難である。</p> <p>一方で、休暇・休業制度については、育児・介護に係る休暇・休業制度について、国の改正に準じ、令和4年4月から取得要件を撤廃・緩和することとしている。</p> <p>制度の詳細については、国の取扱いも踏まえて細部を詰めていくこととし、執行部と協議させていく。</p>
庁舎整備	<p>県庁支部の「本庁舎内・周辺の会議室の確保」について、本庁舎の建替えが遅れる中で、強い要求となっていることは受け止めていただき、今後、生田庁舎の活用や、外部会議室の確保など、部局も含めて十分調整の上、確保に努めていただきたい。</p> <p>阪神支部の「西宮庁舎のシャッターの軽量化」について、安全性にかかわる問題であり、今後、庁舎管理責任者とも調整いただき計画的な改善に努めていただきたい。</p> <p>東播支部の「加古川庁舎の立体駐車場」について、民間駐車場の確保などにより一定改善されていると認識しているが、根本的な解決とはなっていない。引き続き、立体駐車場の建設も含めて検討を進めていただきたい。</p>	<p>限られた予算ではあるが、皆様方にとってより働きやすい職場環境をつくっていきたいとの思い・姿勢で、前向きに対応できるものは何かないか、検討してきた結果を本日回答した。</p> <p>今後も、真摯に対応していく。</p>

項目	職員団体主張	当局回答
職員公舎	近年の新規採用職員の増加等により入居者が増えているが、その一方で建物の老朽化はさらに進んでいる状況にある。そういった中で、改善要求が上がってきている。不具合のある箇所には対応しているとのことだが、今後も現場の声をよく聞いて対応してもらえるのか。	予算の制約がある中だが、県民局等から現場の状況を丁寧に関心を取りながら、できるだけ対応に努めていく。
福利厚生充実	「来年度の保険経理の収支を見通すことが困難であり、収支状況を注視しながら検討したい」とのことだが、2年以上の長期に渡るコロナ対応や昨年度に続く鳥インフルエンザ対応等、県民の生命や生活を守るため、献身的に努力を重ねてきた。その職員の努力に報いるため、何かできることはないのか。	新たに再任用短時間勤務職員や会計年度任用職員等の短時間職員の共済組合の加入が収支にどのように影響するか見通すことが困難であることから、来年度改めて検討する。 従来から実施している職員互助会の「生活資金貸付」については、今年度末で延長期限を迎える特別枠を令和4年度まで延長する方向で調整を図る。
職員の健康管理	昨年度から健康診断などの充実が図られたところであるが、健康管理の充実を求める声は多い。こうした要求を踏まえて、さらなる追加・拡充はできないのか。	職員の健康診断について、若手職員への血液検査の検診項目の充実等、順次拡充を図ってきており、現状の水準で取り組んでいきたいと考えているが、事後指導や再検査の徹底を図るなど、引き続き、職員が健康で安心して働き続けられるよう、職員の健康管理対策に取り組んでいく。

イ 兵庫県職員組合現業評議会

項目	職員団体主張	当局回答
特殊勤務手当	現場では、長期に及ぶ予算縮減の影響で、苦情箇所の直営対応、施設の除草・清掃をはじめ、過去と比べて現場作業が増加している。現場の汗に報いるような検討をお願いしたい。	特殊勤務手当については、新型コロナウイルス感染症感染者等への対応業務に関して、令和2年2月から、国や他府県の取扱いを踏まえ、感染症防疫作業手当の特例措置を設けており、さらに、現場の実態を踏まえ、同年8月には、感染者等移動時の動線・車内にお

		<p>ける感染者等搬送直後の車内消毒等、対象作業の追加を行ったところである。しかしながら、特殊勤務手当を含め、公務員の給与を取り巻く情勢は依然として厳しく、現時点において独自にこれ以上の改善は困難な状況である。</p>
<p>職場の労働安全 衛生体制</p>	<p>業務の特性上から、現業評議会では、災害防止の取り組みが最重要課題である。現場状況について、目配せをお願いしたい。</p>	<p>災害防止の取り組みが最重要課題であることは十分認識している。 「安全委員会・衛生委員会」等の場を活用して、労使で話し合うことにより、職員が安心して働き続けられるよう努める。</p>